

エコリーフ環境ラベルプログラム

システム認証審査員登録・評価手順

文書管理番号：JC-06-02

一般社団法人サステナブル経営推進機構

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
02	2019年10月1日	-	運営者およびプログラム名変更。
01	平成30年2月26日	-	制定。エコリーフプログラムとCFPプログラムの統合により、新規作成。

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下、「機構」という。）が運営管理する「エコリーフ環境ラベルプログラム」（以下、「本プログラム」という。）において、システム認証審査員の評価・登録を「システム認証審査員の力量に関する要求事項」に照らして実施するための手順について定めるものである。なお、システム認証審査員資格として、システム審査員、主任システム審査員の2つに分かれている。

1. システム認証審査員初回登録申請

1-1. システム認証審査員の登録申請

システム認証審査員を希望する者は、機構に対し、「システム認証審査員登録申請書」に漏れなく記入し、提出すること。

申請内容

A. システム審査員として登録する場合

1). システム認証審査員登録申請書

- ① 申請の種類（システム審査員、主任システム審査員の選択）
- ② 氏名
- ③ 所属・役職
- ④ 連絡先：住所、電話・FAX 番号、メールアドレス
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 最終学歴および業務履歴
- ⑦ 本プログラム/LCA もしくはそれに類似する専門知識・適格性合格したシステム認証審査員に関する試験日程
- ⑧ 合格修了したシステム認証審査員向けの研修会および試験の日程
- ⑨ マネジメントシステムに類似する専門知識・適格性
- ⑩ マネジメントシステムに関する研修の受講

2). 誓約書

3). 個人的特質に関する推薦状

4). 添付資料

- ① システム認証審査員に関する試験の合格通知
- ② システム認証審査員向けの研修会の修了通知

B. 主任システム審査員として登録する場合

上記 A に加えて

1). システム認証審査員登録申請書

- ① システム認証審査員登録番号（昇格の場合）
- ② 個品別検証経験、もしくはシステム認証審査における検証経験
- ③ ISO9001、ISO14001 等のマネジメントシステムに関する審査経験、もしくはシステム認証審査の審査経験

- 2). 審査チームリーダーに関する推薦状
- 3). 添付書類（必要な場合）
 - ① システム認証審査員向けの研修会の修了通知(検証を単独で実施する力量があると認められたもの)

1-2. 申請書等による評価

機構は、提出された各書類を確認し、「システム認証審査員の力量に関する要求事項」への適合性を判定する。

1-3. 登録

機構は、登録が妥当と判断した申請者について、システム認証審査員として登録し、登録の種類および登録番号を通知する。登録種別をシステム審査員から主任システム審査員に変更した場合は、種別変更を通知する。

2. 主任システム認証審査員への昇格申請

システム審査員から主任システム審査員への昇格を希望する者も、1. と同様の手続きを行う。

3. システム認証審査員登録の維持・更新申請

3-1. 登録の維持および更新

システム認証審査員は、機構の定める期に従い、登録後 1 年ごとに登録維持申請を行い、3 年ごとに登録更新申請を行わなければならない。

システム審査員及び主任システム審査員登録の維持・更新は以下の通りである。

3-2. システム認証審査員登録の維持申請

システム認証審査員は、登録の維持に当たり、機構に対し、被審査組織から異議申立て又は苦情を受けた場合、その内容の記録を提出しなければならない。

3-3. システム認証審査員登録の更新申請

システム認証審査員は、登録の更新に当たり、機構に対し、「システム認証審査員登録更新申請書」に漏れなく記入し、提出すること。

申請内容

1). システム認証審査員登録更新申請書

- ① 申請の種類
- ② システム認証審査員登録番号
- ③ 氏名
- ④ 所属・役職
- ⑤ 連絡先：住所、電話・FAX 番号、メールアドレス
- ⑥ 生年月日

- ⑦ 最終学歴および業務履歴
- ⑧ 本プログラム/LCA もしくはそれに類似する専門知識・適格性
- ⑨ 登録レビューアの資格の有無
- ⑩ 過去3年間の個別検証もしくは類似の検証経験の有無
- ⑪ 過去3年間のシステム認証経験の有無
- ⑫ 過去3年間のマネジメントシステムに関する審査もしくは類似の審査経験の有無
- ⑬ システム審査員研修の受講の有無
- ⑭ 異議申立ておよび苦情の有無（有りの場合、異議申立ておよび苦情報告書を提出）

3-4. 評価

機構は、提出された各書類を確認し、「システム認証審査員の力量に関する要求事項」への適合性を判定する。

3-5. 登録の更新通知

機構は、判定結果を登録の種類とともに申請者に通知し、適合と判断した申請者について、システム認証審査員登録の更新登録をする。

3-6. 資格の降格

主任システム認証審査員の更新要件を満たしていない場合、機構は、主任システム審査員に対し、システム審査員への降格に関する通知をする。

3-7. 資格の停止及び取消し

機構は、登録の維持又は更新の申請に対し、要求事項を満たせなかった場合、システム認証機関及びシステム認証審査員に対し、資格の停止又は取消しに関する通知をする。

4. システム認証審査員の資格の停止及び取消し

システム認証審査において適切さに欠けたり、プログラムの倫理・機密事項取扱規程に反したシステム認証審査員がいた場合、機構は、そのシステム認証審査員及びシステム認証機関に事実確認を行い、その結果を基にシステム認証機関と該当審査員に対し、登録の維持・更新の時期に関わらず資格の停止又は取消しに関する通知をする。

以上